## 田辺市手話言語条例

人は、多様な感情や複雑な思考を言語によって表現し、他者との関係性を築くことで社会を構成 してきた。手話は、手話を必要とする人(ろう者、中途失聴者、難聴者その他手話を必要とする人 をいう。以下同じ。)にとって、他者との意思疎通を図る上で必要な言語である。

平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の形態の非音声言語を含むことが明記され、また我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法(昭和45年法律第84号)において、言語に手話が含まれていることが規定されたが、手話に対する理解は未だに十分とはいえない状況にある。

わたくしたち田辺市民は、人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくることを市 民憲章に掲げ、市民一人ひとりがその実現に努めることを約束している。こうした中、市は、手話 が言語であるとの認識に基づき施策を推進し、手話を必要とする全ての人が広く社会参加する機会 を得て、心豊かに暮らせるまちづくりに資するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びその普及に関して基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策を推進するため基本的事項を定めることにより、全ての市民が心豊かに共生することができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 手話は、手話を必要とする人が心豊かな日常生活又は社会生活を営むため、大切に受け継いできた独自の言語体系を有する文化的所産であることを理解しなければならない。
- 2 手話の普及は、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利を尊重し、手話を必要とする人と手 話を必要とする人以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本に行 わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話に対する理解及び その普及を図り、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を 推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるとともに、手話に関する市の施 策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、手話を必要とする人にサービスを提供するとき、又は手話を必要とする人を雇用するときは、手話の使用に配慮するよう努めるものとする。

(観光旅行者等へのサービスの提供)

第6条 市、市民及び事業者は、世界文化遺産及び世界農業遺産を有するまちであることへの誇り と、もてなしの心を持ち、観光旅行者その他の滞在者における手話を必要とする人が利用しやす いサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進)

- 第7条 市は、次に掲げる事項に係る施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
  - (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関すること。
  - (2) 手話により情報を取得する機会の拡大に関すること。

- (3) 手話による意思疎通の支援の拡充に関すること。
- (4) 手話奉仕員の養成に関すること。
- (5) 学校教育の場において、児童及び生徒が手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項 (施策の実施状況)
- 第8条 市長は、前条に規定する施策の実施状況について、田辺市障害者施策推進協議会条例(平成17年田辺市条例第102号)第1条に規定する田辺市障害者施策推進協議会において協議するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。